

# 第 1 3 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～グロス・ビディングの法人事業税の取扱い～

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 (水)



# グロス・ビディングの自己約定分に関する法人事業税の取扱い

- 電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税される。
- 総務省通達によると、「課税標準とすべき収入金額とは、原則として電気事業会計規則による収入」とされており、電気事業会計規則では、事業者は一般に公正妥当であると認められる会計原則に従うとされている。
- 企業会計の一般原則を定めた企業会計原則に照らして考えると、グロス・ビディングの自己約定分は、他の電気事業者に対して電力の提供が行われず、その対価の収受も行われなことから、収益として実現しておらず、「電気事業会計規則による収入」として計上されないと整理される。
- このため、グロス・ビディングの自己約定分は、電気事業会計規則による収入にあらず、法人事業税は課されないものと整理される（詳細については別紙参照）。

第8回制度設計専門会合資料より抜粋

## 事業者から寄せられた課題認識 事業税の二重課税

- グロス・ビディングで売り上げが増加することによる、事業税の増加を懸念。

